

Q & A 特定健診未受診者にかかる医療情報提供事業

平成 28 年 2 月 22 日 長崎県国保連合会事業課

No.		質 問	回 答
1	事業の目的	この情報提供事業の目的は何か。	<p>医療保険者が様々な取り組みを進めても健診受診者が増えない現状があり、受診しない理由のなかで、「医療機関に通院しているから」というものが多いことから、通院中の方に対する健診受診の取り組みの一つとして実施します。</p> <p>医療機関受診の際は、健診受診勧奨のチャンスであるだけでなく、患者の同意を受けて診療における検査データを本事業に提供していただくことで、特定健診の実施に替えることができる大きなチャンスでもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診結果データの収集により、国が定めた特定健診実施率の目標値を目指し、実施率の向上を図る。 ・継続的で多くの健診データの収集により、データヘルス計画等保健事業の推進に有効な分析資料として活用する。
2	理由	特定健診をすればいいのに、わざわざ報提供事業までして健診データを集める理由は何か	<p>特定健診実施登録機関であれば、患者に直接受診勧奨のうえ実施できますが、それでも特定健診はしないという方、または当該市町でないので健診受診ができない方について、診療における検査データを本事業に情報提供していただくことで特定健診の実施に替えることができます。不足する検査があれば追加して情報提供をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診登録以外の医療機関であっても、診療中の検査結果を基に情報提供することで特定健診の実施に替えることができます。しかしながら、その健診結果に問題があれば、すぐに生活習慣病等の専門医への受診勧奨をしていただくことが重要になってきます。 ・医療機関の所在市町以外の患者については、本事業に情報提供することによって、通院医療機関で特定健診の実施に替えることができます。

3	事業の承認	この事業は、きちんと認められているのか。	<p>厚労省のQ&Aで、「対象年度内に実施した検査であれば健診結果として差し支えない。H27.1.9」と確認しています。「保険者による健診・保健指導に関する検討会」のなかでいろいろな取り組みのひとつとして紹介され、厚生労働省の検討会においては「手続き等詳細について検討するため、WGで議論する」としながら、国としての実施についてはまだ調査中で議論が進んでいない状況です。</p> <p>本事業は、鹿児島県では県下一斉に実施され効果を出しています。また、本県においても6市町が独自で実施し、郡市医師会のご協力のもと実績を上げています。</p>
4	健診対象者	治療中の者は、特定健診の対象者になるのか。	<p>治療中であっても特定健診の対象になります。生活習慣病(高血圧症、脂質異常症、糖尿病)で服薬治療中の者であっても特定健診の対象から外れることはありません。しかし、特定保健指導については、質問票に服薬治療中と回答していれば、特定保健指導の対象にならないとなっています。</p>
5	実施時期	この事業は、いつから実施するのか。	<p>平成27年度においては、検証と周知期間として少数の保険者に先行保険者としてお願いし、医師会との契約が整い次第、11月以降からの実施を考えています。</p> <p>平成28年度は、県下一斉の実施で広域化が実現するよう取り組んでいます。</p>
6	直接勧奨	患者自ら情報提供書を持参すればやりやすいが、健診受診の有無をたずねる窓口での直接勧奨はやりにくいようだが。	<p>特定健診受診の啓発に加えて、本事業の勧奨を加えたポスターを作製配付しますので、窓口近くに掲示してください。</p> <p>また、医療機関の窓口において、ぜひ特定健診の受診啓発をお願いします。情報提供が可能な患者については、窓口勧奨に活用するチラシを作成しますので、同意を促して実施していただきますようお願いいたします。</p>

7	情報提供料	<p>情報提供料 3,200 円(合計)の内訳はどうなっているのか。また、その算出根拠を教えてください。</p>	<p>①情報提供料 2,500円</p> <p>②追加検査 HbA1c 500円</p> <p>③追加検査 腎機能検査(血清クレアチニン・血清尿酸) 200円</p> <p>①については、診療報酬の情報提供料250点から2,500円(1点=10円)としました。情報提供書の基本項目に不足する検査の実施料については2,500円に含まれます。</p> <p>ただし、②のHbA1cについては、他の検査に比べて、疑う病名が限定した検査であることから、不足する検査として実施した場合は500円(49点)を追加します。</p> <p>また、③の血清クレアチニン・血清尿酸については、特定健診の必須項目ではないが、全保険者が必要として健診追加検査に入れていることから、不足する検査として実施した場合は、200円(11点×2)を追加します。</p>
8	検査項目	<p>情報提供書のHbA1c(基本項目)と空腹時血糖(任意項目)では、法定報告ではいずれかの結果があればいいとなっているので、空腹時血糖があれば、HbA1cの記入は必要ないとするが、任意項目以外すべて記入となっている。空腹時血糖の記入があれば、HbA1cは必要ないと考えていいか。</p>	<p>この事業の検査項目については、保険者の作業部会において十分に協議し、法定報告できる最小限度の検査項目で、医療機関においてなるべく検査結果が提供しやすいように、また法定報告以外でもどうしても必要な検査は追加料を設定して取り決めました。</p> <p>空腹時血糖は通常の診療のなかではまれと思いますが、両方のデータ記入があればありがたいですし、空腹時血糖のみの記入でも正常に処理いたします。HbA1cの記入がないからと返戻になるようなことはありません。</p>
9	専門科	<p>産婦人科医で特定健診の研修を受けていないが、検査データを提供してかまわないのか。</p>	<p>情報提供書については、特定健診・特定保健指導の知識やルールが必要な記入項目はありません。検査データを本事業に提供していただくことで、特定健診の実施に替えることができます。</p> <p>しかしながら、患者に情報提供の同意を得る時点で、健診登録医療機関のような詳しい結果報告が難しいことを説明し、それを望むのであれば最初から登録医療機関での健診を受診するよう勧めてください。</p>

10	健診結果通知	<p>特定健診実施後に検査センターから届いた健診結果通知により受診者に指導しているが、この事業の場合はどうなるのか。</p>	<p>健診結果通知については、特定健診データ管理システムより作成できますので、医療機関と保険者にお渡しすることができます。</p> <p>情報提供事業としてのデータ提供なのですが、医療機関に特定健診の結果としての説明まで、ぜひお願いしたいところです。</p> <p>しかしながら、そこまでの手間はかけられない、できないという医療機関については、患者に同意を確認する際に納得のうえ実施していただくか、健診登録機関への受診を勧めることをお願いします。その場合でも、検査結果に問題があれば、専門科等への受診勧奨をお願いできれば、早期治療につながると考えます。</p> <p>特定健診データとしての把握は、当然保険者が行いますので、特定保健指導の対象となった場合は、医療機関と連携して保健指導を実施します。</p> <p>また保険者では、健診情報とレセプト情報により治療中断者の把握ができ、医療機関への受診勧奨も実施しています。</p>
11	受診券	<p>受診券のはがきの取り扱いについて改善できないか。「忘れたから、次に探してきます」、「失くした」など、せつかくの受診チャンスを逃しているようだ。</p>	<p>保険者によっては、担当者に電話でお問合せがあれば対応しています。受診券番号を確認して特定健診、または情報提供を実施してください。受診券については後日再発行して送ってくれますので医療機関で保管してください。また、被保険者証に記載している保険者もあります。</p> <p>すべての保険者の取り扱いについて確認を取り、医療機関へ送付する事業案内文書のなかでお知らせします。(ホームページにも掲載)</p>
12	混合診療	<p>追加検査を実施した場合、混合診療とならないのか？</p>	<p>特定健診は診療ではないので混合診療とはならず、診療と同時に実施することは可能である。したがってこの事業のため追加で実施した検査についても混合診療とはならない。(厚労省Q&AH20.5.29 参照)</p>

13	追加検査	<p>情報提供事業の請求時、HbA1cや腎機能検査以外の脂質検査や肝機能検査などを追加検査した場合、その部分を保険診療として保険請求できるのでしょうか？</p>	<p>保険請求できません。情報提供料(追加検査なし)の2,500円で賄っていただきます。</p> <p>本事業へ請求するためには、まず保険請求していることが条件となります。そして、その保険請求した検査結果のうち本事業で必要とする検査情報(必須項目)を満たした場合、情報提供料(追加検査なし)の2,500円請求可能となる。よって、本事業の請求のため、レセプトに病名をつけて保険請求はできません。</p>
14	請求期限	<p>平成27年度分(平成27年4月1日～平成28年3月31日までに実施した検査)の情報提供料を請求する場合、平成28年4月以降(平成28年度に入っても)請求可能でしょうか？</p>	<p>請求可能です。</p>
15	ゴム印使用	<p>請求書の「医療機関名」、「医療機関住所」、「代表者名」にゴム印を使用してよいか？また、情報提供書の「医師名」、「医療機関住所」、「医療機関名」にゴム印を使用してよいか？</p>	<p>いずれの箇所もゴム印使用できます。</p>